

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

総括

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 中間株主資本等変動計算書の作成について

当中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）は、中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間会計期間との対比は行っておりません。

3. 監査証明について

当行は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査に準じて、第 7 期中間会計期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は中間財務諸表の直前に掲げております。また、第 8 期中間会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

4. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

国際協力銀行
総裁 篠沢恭助 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

高尾幸治



指定社員
業務執行社員

公認会計士

菅原和信



指定社員
業務執行社員

公認会計士

森本哲也



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準じて監査証明を行うため、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第7期末 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	461,133	2.23	692,981	3.35	655,517	3.14
有 価 証 券	119,302	0.58	114,650	0.56	119,535	0.57
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	18,891,945	91.58	18,690,837	90.38	19,023,649	91.03
そ の 他 資 産 11,14	440,255	2.13	275,349	1.33	276,038	1.32
動 産 不 動 産 12	25,907	0.13	-	-	25,873	0.13
有 形 固 定 資 産 12	-	-	25,091	0.12	-	-
無 形 固 定 資 産	-	-	3,897	0.02	-	-
債 券 繰 延 資 産	3,739	0.02	1,419	0.01	4,230	0.02
支 払 承 諾 見 返 金	975,429	4.73	1,139,823	5.51	1,066,099	5.10
貸 倒 引 当 金	288,927	1.40	264,435	1.28	273,120	1.31
資 産 の 部 合 計	20,628,787	100.00	20,679,615	100.00	20,897,824	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第7期末 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 10	1,802,685	8.74	2,130,440	10.30	2,053,963	9.83
借 用 金	9,240,544	44.80	8,428,324	40.76	8,926,789	42.72
そ の 他 負 債 11	225,304	1.09	204,381	0.99	207,097	0.99
賞 与 引 当 金	1,014	0.00	969	0.00	1,020	0.00
退 職 給 付 引 当 金	17,172	0.08	16,317	0.08	16,473	0.08
支 払 承 諾	975,429	4.73	1,139,823	5.51	1,066,099	5.10
負 債 の 部 合 計	12,262,152	59.44	11,920,258	57.64	12,271,443	58.72
資 本 金	7,933,644	38.46	-	-	8,051,144	38.53
国際金融等勘定資本金	985,500	-	-	-	985,500	-
海外経済協力勘定資本金	6,948,144	-	-	-	7,065,644	-
利 益 剰 余 金 13	432,991	2.10	-	-	575,236	2.75
国際金融等勘定準備金	709,148	-	-	-	709,148	-
海外経済協力勘定積立金	111,324	-	-	-	111,324	-
中間(当期)未処理損失	387,481	-	-	-	245,236	-
資 本 の 部 合 計	8,366,635	40.56	-	-	8,626,381	41.28
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	20,628,787	100.00	-	-	20,897,824	100.00
株 主 資 本						
資 本 金						
国際金融等勘定資本金	-	-	985,500	-	-	-
海外経済協力勘定資本金	-	-	7,085,044	-	-	-
資 本 金 合 計	-	-	8,070,544	-	-	-
利 益 剰 余 金 13						
そ の 他 利 益 剰 余 金	-	-	670,968	-	-	-
国際金融等勘定準備金	-	-	745,236	-	-	-
海外経済協力勘定積立金	-	-	166,062	-	-	-
繰越利益剰余金	-	-	240,330	-	-	-
利 益 剰 余 金 合 計	-	-	670,968	-	-	-
株 主 資 本 合 計	-	-	8,741,512	42.27	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等						
繰延ヘッジ損益	-	-	17,845	-	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-	-	17,845	0.09	-	-
純 資 産 の 部 合 計	-	-	8,759,357	42.36	-	-
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	-	-	20,679,615	100.00	-	-

中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第7期中間会計期間 損益計算書 (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)		第8期中間会計期間 損益計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)		第7期 要約損益計算書 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	291,988	100.00	295,033	100.00	587,439	100.00
資金運用収益	285,150		290,274		574,315	
(うち貸出金利息)	(280,401)		(284,293)		(562,289)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,021)		(2,048)		(5,728)	
役務取引等収益	4,490		4,076		8,783	
その他業務収益	2,145		512		3,985	
その他経常収益	201		168		354	
経 常 費 用	161,251	55.23	188,745	63.98	345,715	58.85
資金調達費用	147,947		175,216		315,669	
役務取引等費用	1,299		1,239		5,870	
その他業務費用	646		682		1,292	
営業経費用 1	11,118		11,557		22,636	
その他経常費用 2	239		48		247	
経 常 利 益	130,736	44.77	106,288	36.02	241,724	41.15
特 別 利 益	36,556	12.52	25,544	8.66	67,831	11.55
政府交付金収入 3	15,000		15,000		30,000	
その他 4	21,556		10,544		37,831	
特 別 損 失	10	0.00	13	0.00	27	0.00
中 間 (当 期) 純 利 益	167,282	57.29	131,819	44.68	309,527	52.69
前 期 繰 越 損 失	554,763		-		554,763	
中 間 (当 期) 未 処 理 損 失	387,481		-		245,236	

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 の部 合計
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	985,500	7,065,644	8,051,144	709,148	111,324	245,236	575,236	8,626,381	-	-	8,626,381
中間会計期間中 の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定資本金増減	-	19,400	19,400	-	-	-	-	19,400	-	-	19,400
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	36,087	-	36,087	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	36,087	36,087	36,087	-	-	36,087
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	54,737	54,737	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	131,819	131,819	131,819	-	-	131,819
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	17,845	17,845	17,845
中間会計期間中 の変動額合計	-	19,400	19,400	36,087	54,737	4,905	95,731	115,131	17,845	17,845	132,976
平成18年9月30日 残高	985,500	7,085,044	8,070,544	745,236	166,062	240,330	670,968	8,741,512	17,845	17,845	8,759,357

中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
		(自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間(当期)純利益		167,282	131,819	309,527
減価償却費		627	933	1,398
貸倒引当金の増減()額		64,737	8,684	80,544
賞与引当金の増減()額		53	50	60
退職給付引当金の増減()額		103	155	803
資金運用収益		285,150	290,274	574,315
資金調達費用		147,944	175,216	315,669
有価証券関連損益()		196	61	200
為替差損益()		192,654	9,847	335,141
動産不動産処分損益()		6	-	20
有形固定資産処分損益()		-	3	-
貸出金の純増()減		505,868	370,346	557,202
債券の純増減()		5,995	50,000	214,542
借入金純増減()		319,190	498,464	632,945
預け金(現金同等物を除く)の純増()減		237,539	273,742	232,846
資金運用による収入		251,739	293,532	593,469
資金調達による支出		142,869	170,560	317,173
その他		176,242	8,860	290,237
営業活動によるキャッシュ・フロー		13,711	238,728	108,557
. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		222	374	421
有価証券の売却等による収入		690	5,066	690
動産不動産の取得による支出		219	-	711
有形固定資産の取得による支出		-	188	-
無形固定資産の取得による支出		-	225	-
動産不動産の売却による収入		9	-	27
有形固定資産の売却による収入		-	12	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		257	4,291	414
. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
政府出資の受入れによる収入		56,900	19,400	174,400
国庫納付の支払額		19,964	22,179	34,726
財務活動によるキャッシュ・フロー		36,935	2,779	139,673
. 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額		50,905	237,216	247,817
. 現金及び現金同等物の期首残高		70,790	318,608	70,790
. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		121,696	81,391	318,608

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「其他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
4. 繰延資産の処理方法	—————	<p>(会計方針の変更) 債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行差金は2,348百万円、「其他負債」中の前受収益は207百万円、及び「債券」は2,140百万円、それぞれ減少しております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上し</p>	<p>債券発行差金は債券の償還期限までの期間に対応し、債券発行費は商法の規定に準じて3年間で償却しております。</p>

	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>た債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p> <p>債券発行費は従来、資産として計上し、商法の規定に準じて3年間で償却を行っておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行費は20百万円増加し、「その他業務費用」中の債券発行費償却は同額減少するとともに、中間純利益は同額増加しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出し</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出し</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出し</p>

	第7期中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	第7期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
	<p>た貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,297百万円であります。</p>	<p>た貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,508百万円であります。</p>	<p>た貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,489百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	第7期中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	第7期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・貸出金、借入金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	第7期中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	第7期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これによる中間純利益への影響はありません。</p>	<p>_____</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は8,741,512百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これによる当期純利益への影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成 16 年 6 月 9 日法律第 97 号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「国際金融等勘定準備金」、「海外経済勘定積立金」及び「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「国際金融等勘定準備金」、「海外経済協力勘定積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示したソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「有形固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第7期中間会計期間末 平成17年9月30日	第8期中間会計期間末 平成18年9月30日	第7期末 平成18年3月31日
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 71,339 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 177,697 百万円及び海外経済協力勘定 109,154 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 2,714 百万円及び海外経済協力勘定 7,507 百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 248,107 百万円及び海外経済協力勘定 717,119 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 47,333 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 125,628 百万円及び海外経済協力勘定 76,460 百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 136,419 百万円及び海外経済協力勘定 183,665 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 47,333 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 156,454 百万円及び海外経済協力勘定 96,998 百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 2,714 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 141,007 百万円及び海外経済協力勘定 184,691 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務</p>

第 7 期中間会計期間末 平成 17 年 9 月 30 日	第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 7 期末 平成 18 年 3 月 31 日
<p>者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 499,859 百万円及び海外経済協力勘定 833,780 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 17 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 455,152 百万円、海外経済協力勘定 1,294,959 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定</p>	<p>者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 309,380 百万円であり、海外経済協力勘定 260,126 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 18 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 355,033 百万円、海外経済協力勘定 1,252,609 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定</p>	<p>者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 347,510 百万円及び海外経済協力勘定 281,689 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 17 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 417,943 百万円、海外経済協力勘定 1,262,313 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定</p>

第 7 期中間会計期間末 平成 17 年 9 月 30 日	第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 7 期末 平成 18 年 3 月 31 日
<p>90,624 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 80,051 百万円）海外経済協力勘定 717,119 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 562,954 百万円）となっています。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 17 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、国際金融等勘定 9,381 百万円、海外経済協力勘定 168,017 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約してお</p>	<p>21,544 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 12,956 百万円）海外経済協力勘定 183,665 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 96,611 百万円）となっています。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 18 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、国際金融等勘定 9,413 百万円、海外経済協力勘定 168,017 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約してお</p>	<p>20,470 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 10,890 百万円）海外経済協力勘定 184,691 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 96,407 百万円）となっています。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 18 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、国際金融等勘定 9,410 百万円、海外経済協力勘定 168,017 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約してお</p>

第 7 期中間会計期間末 平成 17 年 9 月 30 日	第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 7 期末 平成 18 年 3 月 31 日																												
<p>ります。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,786,048 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>ります。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,969,998 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>ります。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,056,325 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
銘柄	譲渡金額(百万円)																													
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																													
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																													
銘柄	譲渡金額(百万円)																													
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																													
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 11 回国際協力銀行債券	50,000																													
銘柄	譲渡金額(百万円)																													
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																													
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 11 回国際協力銀行債券	50,000																													
<p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 10,377 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 105,602 百万円であります。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 19,214 百万円</p> <p>13. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>14. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,130 百万円を計上しております。</p>	<p>11. _____</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 19,737 百万円</p> <p>13. 同 左</p> <p>14. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,984 百万円を計上しております。</p>	<p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 44,734 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 40,822 百万円であります。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 19,495 百万円</p> <p>13. 同 左</p> <p>14. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 19,892 百万円を資産計上しております。</p>																												

(中間損益計算書関係)

<p>第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>												
<p>1.減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 403 510 481"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>482百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>144百万円</td> </tr> </table> <p>2.その他経常費用には、株式等償却217百万円を含んでおります。</p> <p>3.当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より15,000百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。</p> <p>4.その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益18,837百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	482百万円	その他	144百万円	<p>1.減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="638 403 989 481"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>455百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>477百万円</td> </tr> </table> <p>2. _____</p> <p>3. 同 左</p> <p>4.その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益8,684百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	455百万円	その他	477百万円	<p>1.減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1117 403 1468 481"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>975百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>422百万円</td> </tr> </table> <p>2.その他経常費用には、株式等償却217百万円を含んでおります。</p> <p>3.当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より30,000百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)として計上しております。</p> <p>4.その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益34,644百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	975百万円	その他	422百万円
建物・動産	482百万円													
その他	144百万円													
建物・動産	455百万円													
その他	477百万円													
建物・動産	975百万円													
その他	422百万円													

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 461,133 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 339,437 百万円 現金及び現金同等物 121,696 百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 692,981 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 611,590 百万円 現金及び現金同等物 81,391 百万円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 655,517 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 336,909 百万円 現金及び現金同等物 318,608 百万円

(リース取引関係)

第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																												
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>630 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>506 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,136 百万円</td></tr> </table> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>237 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>202 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>439 百万円</td></tr> </table> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>393 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>303 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>697 百万円</td></tr> </table> 未經過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td> 1年内</td><td>269 百万円</td></tr> <tr><td> <u>1年超</u></td><td><u>439 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>709 百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>支払リース料</td><td>141 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>135 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>8 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	取得価額相当額		動産	630 百万円	<u>その他</u>	<u>506 百万円</u>	合計	1,136 百万円	減価償却累計額相当額		動産	237 百万円	<u>その他</u>	<u>202 百万円</u>	合計	439 百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	393 百万円	<u>その他</u>	<u>303 百万円</u>	合計	697 百万円	1年内	269 百万円	<u>1年超</u>	<u>439 百万円</u>	合計	709 百万円	支払リース料	141 百万円	減価償却費相当額	135 百万円	支払利息相当額	8 百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>615 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>506 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,121 百万円</td></tr> </table> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>390 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>303 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>694 百万円</td></tr> </table> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>225 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>202 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>427 百万円</td></tr> </table> 未經過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td> 1年内</td><td>271 百万円</td></tr> <tr><td> <u>1年超</u></td><td><u>168 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>439 百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>支払リース料</td><td>140 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>133 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>5 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	取得価額相当額		動産	615 百万円	<u>その他</u>	<u>506 百万円</u>	合計	1,121 百万円	減価償却累計額相当額		動産	390 百万円	<u>その他</u>	<u>303 百万円</u>	合計	694 百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	225 百万円	<u>その他</u>	<u>202 百万円</u>	合計	427 百万円	1年内	271 百万円	<u>1年超</u>	<u>168 百万円</u>	合計	439 百万円	支払リース料	140 百万円	減価償却費相当額	133 百万円	支払利息相当額	5 百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>624 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>506 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,131 百万円</td></tr> </table> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>316 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>253 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>569 百万円</td></tr> </table> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>308 百万円</td></tr> <tr><td> <u>その他</u></td><td><u>253 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>561 百万円</td></tr> </table> 未經過リース料期末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td> 1年内</td><td>269 百万円</td></tr> <tr><td> <u>1年超</u></td><td><u>304 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>574 百万円</td></tr> </table> 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>支払リース料</td><td>283 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>270 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>15 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	取得価額相当額		動産	624 百万円	<u>その他</u>	<u>506 百万円</u>	合計	1,131 百万円	減価償却累計額相当額		動産	316 百万円	<u>その他</u>	<u>253 百万円</u>	合計	569 百万円	期末残高相当額		動産	308 百万円	<u>その他</u>	<u>253 百万円</u>	合計	561 百万円	1年内	269 百万円	<u>1年超</u>	<u>304 百万円</u>	合計	574 百万円	支払リース料	283 百万円	減価償却費相当額	270 百万円	支払利息相当額	15 百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	630 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>506 百万円</u>																																																																																																													
合計	1,136 百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	237 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>202 百万円</u>																																																																																																													
合計	439 百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	393 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>303 百万円</u>																																																																																																													
合計	697 百万円																																																																																																													
1年内	269 百万円																																																																																																													
<u>1年超</u>	<u>439 百万円</u>																																																																																																													
合計	709 百万円																																																																																																													
支払リース料	141 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	135 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	8 百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	615 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>506 百万円</u>																																																																																																													
合計	1,121 百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	390 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>303 百万円</u>																																																																																																													
合計	694 百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	225 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>202 百万円</u>																																																																																																													
合計	427 百万円																																																																																																													
1年内	271 百万円																																																																																																													
<u>1年超</u>	<u>168 百万円</u>																																																																																																													
合計	439 百万円																																																																																																													
支払リース料	140 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	133 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	5 百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	624 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>506 百万円</u>																																																																																																													
合計	1,131 百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	316 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>253 百万円</u>																																																																																																													
合計	569 百万円																																																																																																													
期末残高相当額																																																																																																														
動産	308 百万円																																																																																																													
<u>その他</u>	<u>253 百万円</u>																																																																																																													
合計	561 百万円																																																																																																													
1年内	269 百万円																																																																																																													
<u>1年超</u>	<u>304 百万円</u>																																																																																																													
合計	574 百万円																																																																																																													
支払リース料	283 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	270 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	15 百万円																																																																																																													

第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 17百万円 <u>1年超 3百万円</u> 合計 20百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 2百万円 <u>1年超 0百万円</u> 合計 3百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 6百万円 <u>1年超 1百万円</u> 合計 8百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	119,302
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	115,817
非上場外国株式	2,048
その他の非上場国内証券	147
その他の非上場外国証券	1,290

当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	575,450
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	110,817
非上場外国株式	1,987
その他の非上場国内証券	250
その他の非上場外国証券	1,594
その他	460,800

前事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	253,335
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	115,817
非上場外国株式	2,053
その他の非上場国内証券	250
その他の非上場外国証券	1,414
その他	133,800

(金銭の信託関係)

前中間会計期間末（平成17年9月30日現在）
該当ありません。

当中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。

前事業年度末（平成18年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末（平成17年9月30日現在）
該当ありません。

当中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。

前事業年度末（平成18年3月31日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当事項なし。